

はじめに	労災保険特別加入	建設業退職金共済制度	小規模企業共済制度
国民健康保険	国民年金・国民年金基金	中小企業倒産防止共済制度	教育訓練施設

(財)建設業振興基金からのお知らせ

はじめに

ケガや病気、老後の生活、元請の倒産…将来の不安に対し、十分な備えをしていますか？

ここでは、建設業で働く一人親方の皆様に、

安心した生活を実現する様々な制度を紹介します。

- 全国の建設現場では、個人で工事の一部を請負う、いわゆる「一人親方」が数多く活躍されています。
- 特定の会社に所属している方であっても、その会社と個人請負の関係となり、個人事業主のような立場になれば、一人親方にあてはまります。
- 一人親方になると雇用者ではなくなりますので、雇用者に対する諸制度、例えば雇用保険には加入できなくなりますが、一人親方（個人事業主）が自ら加入できる社会保障制度等も数多くあります。
- ここでは、一人親方の皆様の労働福祉を向上させるための主な制度をご紹介します。

一人親方とみなされる場合とは

雇用者ではなく一人親方となる条件は、個々の制度ごとに確認が必要ですが、以下のいずれかにあてはまる場合は一人親方となる可能性があります。

- 雇用者としてではなく、個人で仕事を請負っている。
- 特定の会社に所属しているが、その会社と個人請負で仕事を行っている。
- 何人かのグループで仕事をしているが、お互いは雇用関係がない。
- 親方の下で技能修得中の身であるが（弟子、見習い等として）、この親方とは雇用関係がない。



一人親方が加入できる主な制度の一覧

制度等	加入するには	相談・問い合わせ先 (全国総数)	
1. 労災保険特別加入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅周辺等にある特別加入のための一人親方の団体に入会する。 ・ 自ら一人親方の団体を作る（都道府県労働局長の承認が必要）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最寄の労働基準監督署 	
2. 退職金	イ. 建設業退職金共済制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅周辺等にある一人親方の任意組合に入会する。 ・ 自ら一人親方の任意組合を作る（建設業退職金共済事業本部の認定が必要）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業退職金共済事業都道府県支部等
	ロ. 小規模企業共済制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人事業主として自ら加入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業基盤整備機構共済相談室等
3. 国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険は市区町村に加入の届出を行う ・ 建設関連の国保組合の国民健康保険に加入するには、その組合の母体団体である建設産業団体、労働組合等に入会する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市区町村 ・ 最寄の社会保険事務所等 ・ 建設関連国保組合 	
4. 国民年金 国民年金基金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金は市区町村で加入の手続きを行う。 ・ 国民年金基金は、個人事業主として、自ら地域型国民年金基金、あるいは建設職能型国民年金基金に加入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市区町村 ・ 地域型国民年金基金 ・ 建設職能型国民年金基金 	
5. 教育訓練施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国の建設関連教育訓練施設に受講を申し込む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各教育訓練施設 	
6. 中小企業倒産防止共済制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人事業主として自ら加入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業基盤整備機構共済相談室等 	



はじめに	労災保険特別加入	建設業退職金共済制度	小規模企業共済制度
国民健康保険	国民年金・国民年金基金	中小企業倒産防止共済制度	教育訓練施設

建設労災保険特別加入

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署パンフレット
 「労災保険特別加入制度のしおり 一人親方その他の自営業用」
 15年度版より一部抜粋

はじめに

- 労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外の方のうち、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方に対して特別に任意加入を認めているのが、特別加入制度です。

1. 特別加入の範囲について

- 労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする一人親方その他の自営業者及びその事業に従事する方（以下「一人親方等」といいます。）のうち、建設の事業を行う方（大工、左官、とびの方など）は特別加入できます。

2. 特別加入の手続について

- 一人親方等としての加入要件を満たす方が特別加入する場合、一人親方等の団体（注）を単位として特別加入することになりますが、一人親方等の団体は、所轄の労働基準監督署長（以下「署長」といいます。）を経由して都道府県労働局長（以下「局長」といいます。）に対して特別加入申請書（以下「申請書」といいます。）を提出し、承認を受ける必要があります。

（注）一人親方等の特別加入については、一人親方等の団体を事業主、一人親方等を労働者とみなして労災保険の適用を行うこととなりますが、この一人親方等の団体として認められるためには、次の要件を満たすことが必要です。

- イ. 一人親方等の相当数を構成員とする単一団体であること。
- ロ. その団体が法人であるか否かは問いませんが、構成員の範囲、構成員である地位の得喪の手続などが明確であること。その他団体の組織、運営方法などが整備されていること。
- ハ. その団体の定款などに規定された事業内容からみて労働保険事務の処理が可能であること。
- ニ. その団体の事務体制、財務内容などからみて労働保険事務を確実に処理する能力があると認められること。
- ホ. その団体の地区が、その主たる事務所の所在地を中心として労働保険徴収法施行規則第6条第2項第4号に定める区域に相当する区域を超えないものであること。

3. 給付基礎日額及び保険料について

(1) 給付基礎日額について

- 給付基礎日額とは、労災保険の給付額を算定する基礎となるものです。特別加入を行う方の所得水準に見合った適正な額を申請していただき、局長が承認した額が給付基礎日額となります。
- なお、決定された給付基礎日額は、毎年4月1日から5月20日までの間に変更の申請をすることができます。その場合には、「給付基礎日額変更申請書」を提出していただくこととなります。

(2) 保険料について

- 特別加入者の保険料については、保険料算定基礎額にそれぞれの事業に定められた保険料率を乗じたものとなります。
- なお、年度途中において、新たに特別加入者となった場合や特別加入者でなくなった場合には、当該年度内の特別加入月数（1ヵ月未満の端数があるときは、これを1ヵ月とします。）に応じた保険料算定基礎額により保険料を算出することとなります。

給付基礎日額・保険料一覧表

給付基礎日額 A	保険料算定 基礎額 B=A×365日	年間保険料 年間保険料=保険料算定基礎額×保険料率	
		(例1) 建設の事業 の場合 保険料率 20/1000	(例2) 個人タクシー業者 の場合 保険料率 14/1000
20,000円	7,300,000円	146,000円	102,200円
18,000円	6,570,000円	131,400円	91,980円
16,000円	5,840,000円	116,800円	81,760円
14,000円	5,110,000円	102,200円	71,540円
12,000円	4,380,000円	87,600円	61,320円
10,000円	3,650,000円	73,000円	51,100円
9,000円	3,285,000円	65,700円	45,990円
8,000円	2,920,000円	58,400円	40,880円
7,000円	2,555,000円	51,100円	35,770円
6,000円	2,190,000円	43,800円	30,660円
5,000円	1,825,000円	36,500円	25,550円
4,000円	1,460,000円	29,200円	20,440円
3,500円	1,277,500円	25,540円	17,878円

第二種特別加入保険料率表

特別加入の種類	料率
自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業	14/1000
建設の事業	20/1000
漁船による水産動植物の採捕の事業	46/1000
林業の事業	51/1000
医薬品の配置販売の事業	6/1000
再生利用の目的となる廃棄物の収集、運搬、選別、解体等の事業	12/1000

4. 補償の対象となる範囲について

(1) 業務災害について

- 保険給付の対象となる災害は、加入対象に応じて一定の業務を行っていた場合に限られています。したがって、次に該当しない場合には被災しても保険給付を受けることができませんので注意してください。

建設業の一人親方等

- 請負契約に直接必要な行為を行う場合
- 請負工事現場における作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合
- 請負契約に基づくものであることが明らかな作業を自家内作業場において行う場合
- 請負工事に係る機械及び製品を運搬する作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合

(2) 通勤災害について

- 通勤災害については、一般の労働者の場合と同様に取り扱われます。

5. 保険給付・特別支給金の種類について

- 特別加入者が業務災害又は通勤災害により被災した場合には、所定の保険給付が行われるとともに、これと併せて特別支給金が支給されます。

保険給付・特別支給金一覧表

保険給付の種類	支給事由	給付内容	特別支給金
療養補償給付 療養給付	業務災害又は通勤災害による傷病について、病院等で治療する場合	労災病院又は労災指定病院等において必要な治療が無料で受けられます。また、労災病院又は労災指定病院以外の病院において治療を受けた場合には、治療に要した費用が支給されます。	特別支給金はありません。
休業補償給付 休業給付	業務災害又は通勤災害による傷病の療養のため労働することができない日が4日以上となった場合	休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額が支給されます。	休業特別支給金は、休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額が支給されます。
障害補償給付 障害給付	〔障害（補償）年金〕 業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残った場合 〔障害（補償）一時金〕 業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残った場合	〔障害（補償）年金の場合〕 第1級は給付基礎日額の313日分～第7級は給付基礎日額の131日分が支給されます。 〔障害（補償）一時金の場合〕 第8級は給付基礎日額の503日分～第14級は給付基礎日額の56日分が支給されます。	障害特別支給金は、第1級342万円～第14級8万円が一時金として支給されます。

保険給付の種類	支給事由	給付内容	特別支給金
傷病補償年金 傷病年金	業務災害又は通勤災害による傷病が療養開始後1年6ヵ月を経過した日又は同日後において(1)傷病が治っていないこと、(2)傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること、のいずれにも該当する場合	第1級は給付基礎日額の313日分、第2級は給付基礎日額の277日分、第3級は給付基礎日額の245日分が支給されます。	傷病特別支給金は第1級は114万円、第2級は107万円、第3級は100万円が一時金として支給されます。
遺族補償給付 遺族給付	〔遺族(補償)年金〕 業務災害又は通勤災害により死亡した場合(年金額は遺族の人数に応じてかわります。) 〔遺族(補償)一時金〕 (1)遺族(補償)年金を受け取ることができる遺族がいない場合(2)遺族(補償)年金を受けている方が失権し、かつ他に遺族(補償)年金を受けうる方がいない場合において、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たない場合	〔遺族(補償)年金の場合〕 遺族の人数によって支給される額が異なります。 (遺族1人の場合) 給付基礎日額の153日分又は175日分 (遺族2人の場合) 給付基礎日額の201日分 (遺族3人の場合) 給付基礎日額の223日分 (遺族4人以上の場合) 給付基礎日額の245日分 〔遺族(補償)一時金の場合〕 左欄の(1)の場合には給付基礎日額の1000日分が支給されます。ただし、(2)の場合は給付基礎日額の1000日分からすでに支給した年金の合計額を差し引いた額が支給されます。	遺族特別支給金は300万円が一時金として支給されます。
葬祭料 葬祭給付	業務災害又は通勤災害により死亡した方の葬祭を行う場合	給付基礎日額の60日分か31万5千円に給付基礎日額の30日分を加えた額のいずれか高い方が支給されます。	特別支給金はありません。
介護補償給付 介護給付	業務災害又は通勤災害により、障害(補償)年金又は傷病(補償)年金を受給しているある一定の障害を有する方で現に介護を受けている場合	〔常時介護の場合〕 介護の費用として支出した額(106,100円を上限)が支給されますが、親族等の介護を受けている方で、介護の費用を支出していない場合又は支出した額が57,580円を下回る場合は一律定額として57,580円が支給されます。 〔随時介護〕 介護の費用として支出した額(53,050円を上限)が支給されますが、親族等の介護を受けている方で、介護の費用を支出していない場合又は支出した額が28,790円を下回る場合は一律定額として28,790円が支給されます。	特別支給金はありません。

(注)「保険給付の種類」欄の上段は業務災害、下段は通勤災害に対して支給される保険給付です。

6. 相談、問い合わせ先等

- 労災保険特別加入については、最寄の労働基準監督署にお問合わせ下さい。

[都道府県労働局所在地一覧](#)

(各労働局毎に労働基準監督署所在地一覧へのリンクがあります。)

- さらに詳しく知りたい方は、こちらをご覧ください。

[財団法人労災保険情報センター](#)

はじめに	労災保険特別加入	建設業退職金共済制度	小規模企業共済制度
国民健康保険	国民年金・国民年金基金	中小企業倒産防止共済制度	教育訓練施設

建設業退職金共済制度

建設業退職金共済事業本部ホームページ、
および、パンフレット「建退共制度のあらまし」より一部抜粋

1. 国が作った退職金制度

- 建退共制度は、建設現場で働く人たちのために、中小企業退職金共済法という法律に基づき創設され、独立行政法人勤労者退職金共済機構がその運営にあたっています。
- これによって、建設業で働く人たちの福祉の増進と雇用の安定を図り、ひいては、建設業の振興と発展に役立てることをねらいとするものです。
- 退職金は、国で定められた基準により計算されて確実に支払われますので、民間の退職金共済より安全かつ確実な制度です。
- 制度に関する手続きは、各都道府県の建設業協会にある都道府県支部で行い、しかも、簡単にできます。
- 制度の運営に要する費用は、国の補助でまかなわれますので、納められた掛金は、運用利息を含めて退職金給付に充当されています。

2. 加入するには

一人親方は任意組合で

- 建設業では、大工・左官・鳶職の親方のように、あるときは事業主の立場にたち、あるときは技能者として労働者の立場にたつ、いわゆる一人親方がいます。
- このような一人親方については、労災保険の例にならって、団体加入の方法により建退共制度を適用する道をひらいています。
- 一人親方（一人親方とともに働く技能修得中の者を含みます。）が集まって任意組合をつくり、独立行政法人勤労者退職金共済機構がその規約について認定したとき、その任意組合を事業主とみなし、個々の親方などはその事業主である任意組合に雇われる労働者とみなすことにより、制度を適用することにしています。

<加入する方法>

- 一人親方が集まって任意組合をつくる時は、「任意組合認定申請書」に規約及び業務方法書を添えて、都道府県支部にお申し込みください。

- 認定を受けましたら、「共済契約申込書」と「共済手帳申込書」に認定書の写しを添えて都道府県支部にお申し込みください。
- 共済契約が結ばれますと、都道府県支部から「共済契約者証」と「退職金共済手帳」が交付されます。
- 一人親方が既存の任意組合に加入して、建退共制度の適用を受けることもできます。
- 既存の任意組合については、都道府県支部にお問い合わせください。
- 一人親方の共済手帳への共済証紙の貼付は、親方として働いたときは、任意組合から共済証紙を貼ってもらい、他の事業主に雇われたときは、その事業主から共済証紙を貼ってもらいます。

中小事業主用共済契約者証



大手事業主用共済契約者証



共済手帳



3. 掛金を納めるには

(1) 共済証紙の購入は？

- この制度は公共・民間工事を問わず、すべての適用となりますので、必要に応じて、もよりの金融機関で共済契約者証を提示して購入してください。

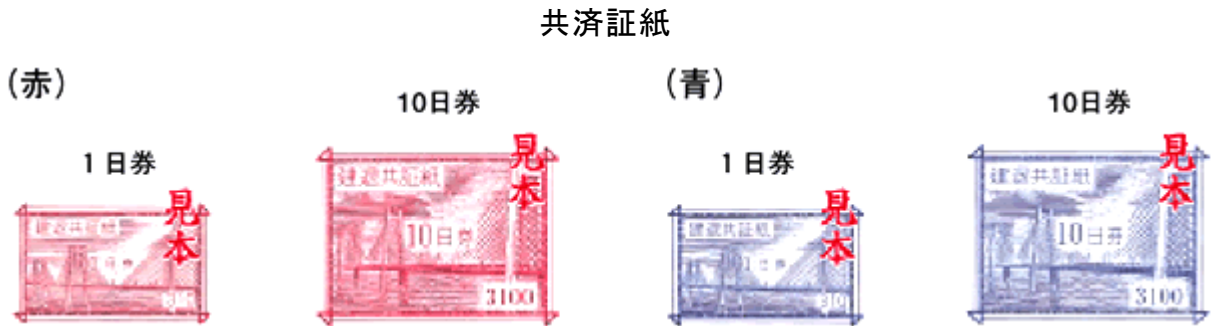
(2) 共済証紙の貼り方は？

- 雇用している労働者に賃金を支払うつど（少なくとも月1回）、働いた日数分の

共済証紙を共済手帳に貼り、消印をすることで掛金を納めたこととなります。

(3) 取扱金融機関は？

- 都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・一部の信用金庫および信用組合などで取り扱っております。



4. 退職金を受け取るには

- 退職金は、共済手帳に貼り終わった共済証紙が24月（21日分を1ヶ月と換算）以上になって、建設関係の仕事をしなくなったときなどに、労働者またはその遺族からの請求により、その請求人に直接支給されます。

(1) 請求するには？

- 退職金請求書に必要事項を記入して、共済手帳と必ず住民票を添えて、建退共支部まで提出してください。

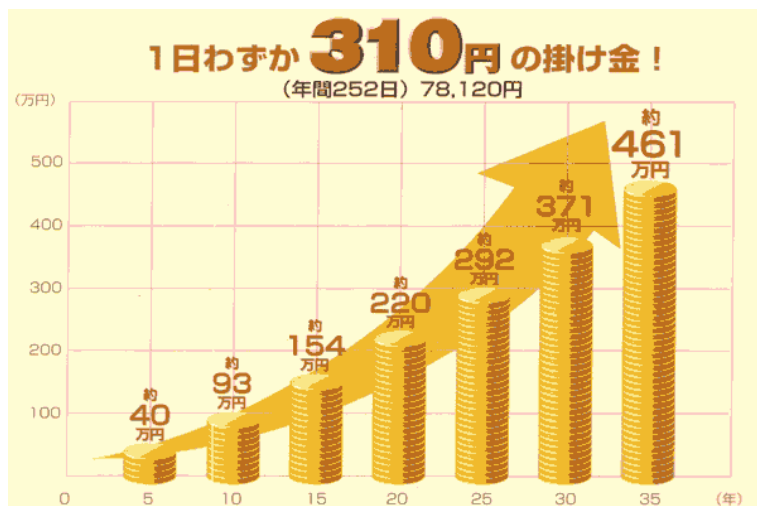
(2) 受け取り方法は？

- 退職金は口座振込と支払通知書による銀行の窓口で受け取る方法がありますが、簡便・安全確実である“口座振込”をご利用ください。

(3) 退職金額は？

- 退職金については、下の表となっており、働いた年数が長いほど有利となります。

掛金納付年数（月数）	退職金額
2年（24月）	156,000円
5年（60月）	408,000円
10年（120月）	936,000円
15年（180月）	1,548,000円
20年（240月）	2,205,000円
25年（300月）	2,927,000円
30年（360月）	3,717,000円
35年（420月）	4,610,000円
37年（444月）	4,996,000円
40年（480月）	5,633,000円



5. 相談、問合わせ先等

- 建設業退職金共済制度については、最寄の建退共支部もしくは相談コーナーにお問合わせ下さい。

[建設業退職金共済事業都道府県支部一覧](#)

[建設業退職金共済事業相談コーナー一覧](#)

- さらに詳しく知りたい方は、こちらをご覧ください。

[建退共事業本部の加入案内](#)

一人親方の労働福祉向上



はじめに	労災保険特別加入	建設業退職金共済制度	小規模企業共済制度
国民健康保険	国民年金・国民年金基金	中小企業倒産防止共済制度	教育訓練施設

小規模企業共済制度

中小企業基盤整備機構ホームページより一部抜粋

はじめに

- 「小規模企業共済制度」は、小規模企業の個人事業主または会社等の役員が事業を廃止した場合や役員を退職した場合など、第一線を退いた時の生活の安定、あるいは事業の再建などのために、小規模企業者の相互扶助の精神に基づき、自ら資金を拠出して行われる共済制度で、小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与することを目的としています。この制度は、小規模企業共済法に基づき昭和 40 年に発足した制度で、いわば国がつくった「経営者の退職金制度」といえるものです。

1. 加入資格

- 常時使用する従業員（注）が 20 人（商業とサービス業では 5 人）以下の個人事業主と会社の役員、一定規模以下の企業組合・協業組合の役員の方です。
- （注）“常時使用する従業員”には、家族や臨時従業員は含まれません。また、加入後に従業員が増えても共済契約は継続できます。

2. 掛金

- 毎月の掛金は 1,000 円から 70,000 円までの範囲内（500 円単位）で自由に選べます。
- 加入後、増・減額ができ、前払いもできます（ただし、減額する場合、一定の要件が必要です）。また、所得が無いときなど、掛金を納めることが困難な場合は、掛け止めができます。
- 掛金は全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得金額から控除されます。また、1 年以内の前納掛金も同様に控除されます。

3. 共済事由及び共済金等の受取り

- (1) 掛金を 6 カ月以上払い込まれた加入者に次のような事由が生じたときには、その事由に応じて共済金をお受け取りいただけます（掛金払込み月数が 6 カ月未満の場合は掛け捨てになります）。

[共済金 A をお受け取りいただける場合]

- ・ 個人事業をやめたとき（死亡も含む）。
- ・ 会社や企業組合・協業組合の役員がその法人の解散によりやめたとき。

[共済金 B をお受け取りいただける場合]

- ・ 役員が疾病・負傷により役員をやめたとき（死亡を含む）。
- ・ 65 歳以上で 15 年以上掛金を払っている共済契約者から請求があったとき（老齢給付）。

- (2) 掛金を 12 カ月以上払い込まれた加入者に次のような事由が生じたときには、その事由に応じて準共済金、または解約手当金をお受け取りいただけます（掛金払込み月数が 12 カ月未満の場合は掛け捨てになります）。

[準共済金をお受け取りいただける場合]

- ・ 個人事業を現物出資により会社組織にかえて、その役員にならなかったとき。
- ・ 個人事業を配偶者や子に譲ったとき。
- ・ 役員が疾病・負傷・死亡あるいは解散以外の理由で退職したとき（例えば役員の改選や任期満了など）。

[解約手当金をお受け取りいただける場合]

- ・ 任意解約したとき。
- ・ 個人事業を現物出資により会社組織にかえて、その役員になったとき（金銭以外の資産を出資した場合です。この場合解約しないで継続することもできます）。
- ・ 掛金を 12 カ月以上滞納したため、中小企業基盤整備機構が解約したとき。

- 解約手当金は掛金払込み月数に応じて掛金払込み額の 80%～120%相当額がお受け取りいただけます。ただし、掛金払込み月数が 12 カ月未満の場合は掛け捨てになります。

(3) 共済金の受取り方法

- 共済金 A 及び共済金 B については、「一括受取り」、「分割受取り」又は「一括受取りと分割受取りの併用」（分割受取りの場合は死亡によるものを除く）のいずれか一つの方法により、また準共済金及び解約手当金については、一括でお受け取りいただけます。
- 共済金の分割受取りを選択できる共済契約者は、共済金の受取額が 300 万円以上で、共済事由が生じた日に満 60 歳以上である方です。また、分割共済金は、10 年間または 15 年間にわたって年 4 回（2 月、5 月、8 月、11 月）受け取れます。共済金は税法上、一括受取り共済金については退職所得扱い、分割受取り共済金については公的年金等の雑所得扱いとなります。

4. 相談、問い合わせ先等

- 小規模企業共済制度については、中小企業基盤整備機構共済相談室または分室にお問合わせ下さい。

[中小企業基盤整備機構共済相談室・分室一覧](#)

- さらに詳しく知りたい方は、こちらをご覧ください。

[中小企業基盤整備機構の小規模企業共済制度紹介ページ](#)

一人親方の労働福祉向上



はじめに	労災保険特別加入	建設業退職金共済制度	小規模企業共済制度
国民健康保険	国民年金・国民年金基金	中小企業倒産防止共済制度	教育訓練施設

国民健康保険

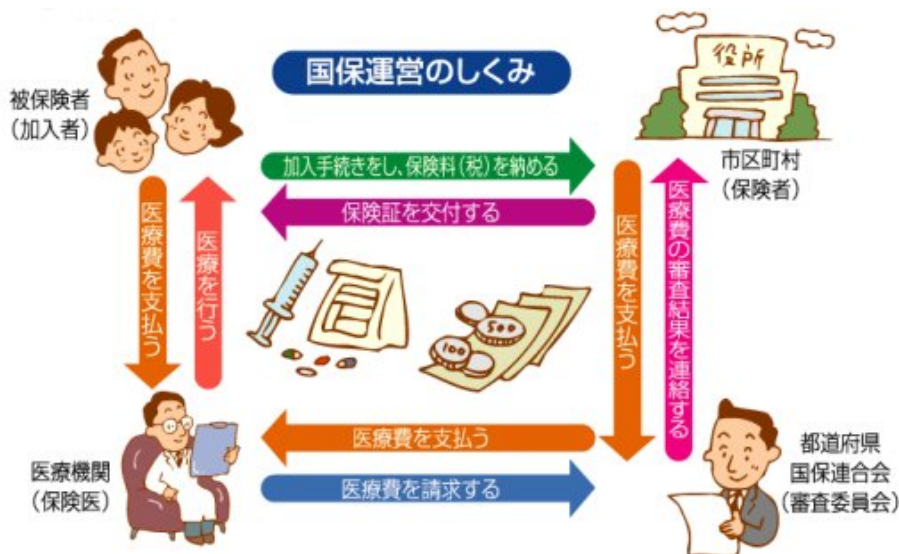
(社) 国民健康保険中央会ホームページより一部抜粋

はじめに

- 国保は、病気やケガのときに必要な保険給付などをおして、みなさんの健康を支える制度です。

1. 国保のしくみ

- 国保（国民健康保険）を運営するのは、わたしたちの住む市区町村（保険者といいます）です。
- 国保はわたしたち加入者（被保険者といいます）が、納める保険料（税）や国などの補助金によって運営されています。



- 職場の健康保険などに加入している方、生活保護を受けている方以外は、すべての方が国保に加入します。



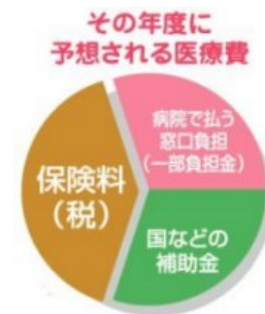
2. 保険料（税）について

- 市区町村のその年度の医療費の総額を推計し、国などの補助金などを差し引いた額を保険料（税）として各世帯に割り当てます。

(1) 保険料（税）の割り当て

- 次の4つの中から、各市区町村が法令で規定されている組み合わせを決定し、一世帯当たりの年間保険料（税）が決まります。

所得割	その世帯の所得に応じて算定
資産割	その世帯の資産に応じて算定
均等割	加入者一人当たりいくらとして算定
平等割	一世帯当たりいくらとして算定

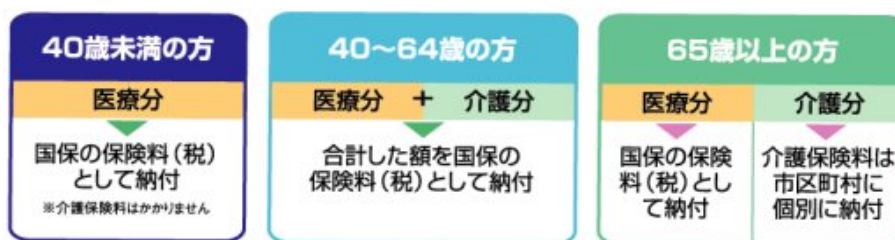


(2) 保険料（税）を納める方は？

- 保険料（税）を納めるのは、各世帯の世帯主になります。なお、世帯主がサラリーマンなどで国保に加入していなくても、家族の中に国保加入者がいれば、その加入者の保険料（税）は原則として世帯主が納めます。

(3) 保険料（税）の納め方は？

- 市区町村が決定した年間保険料（税）を、市区町村が定める納期までに納めます。
- 介護保険の導入で、40歳以上の方は介護保険料も納めることになりました。これにより、40～64歳の方（介護保険の第2号被保険者）は、医療分と介護分を一括して国保の保険料（税）として納めます。



※年度の途中で40歳になったときは、40歳になる月（1日生まれの方はその前月）分から介護分がかかります。

※年度の途中で65歳になったときは、65歳になる前月（1日生まれの方はその前々月）までの介護分を年度末までの納期に按分して国保料（税）として納めます。

3. 相談、問い合わせ先等

- 国民健康保険の問い合わせは、市区町村以外では社会保険事務所で受付けています。

[地方社会保険事務局事務所・社会保険事務所](#)

- さらに詳しく知りたい方はこちらをご覧ください。

[\(社\) 国民健康保険中央会](#)

はじめに	労災保険特別加入	建設業退職金共済制度	小規模企業共済制度
国民健康保険	国民年金・国民年金基金	中小企業倒産防止共済制度	教育訓練施設

国民健康保険組合（国保組合）

1. 国保組合とは

- 国保組合は、国民健康保険を運営し、組合員に対して保険給付を行う業種別の団体です。
- 国民健康保険の運営主体には、市町村と、業種別に組織化されている国保組合があります。
- 建設業関連の国保組合は、全国で30以上の組合が認可されています。

2. 市町村の国民健康保険と比べて

- 市町村のものと比較すると、保険料や医療費の自己負担が少ないところがあります。
- 国保組合では、傷病手当金の給付、健康診断や福利厚生施設の提供、医療費貸付等を独自に行っているところがあります。
- 国民健康保険の保険給付には、法定給付と任意給付があります。
 - 法定給付
 - 絶対的必要給付（必ず給付される）
 - 診察、薬剤又は治療材料の支給、処置・手術その他の治療、在宅療養、入院・看護、入院時食事療養費、訪問看護療養費、移送費等
 - 相対的必要給付（財政的な理由等により給付を行わない団体もある）
 - 出産育児一時金、葬祭費
 - 任意給付（団体が独自に定める）
 - 傷病手当金（病気やケガで働くことができない時の収入補償）

3. 加入資格、加入手続

- 国保組合への加入は、母体団体である業界団体や労働組合等への入会が必要です。
- 母体団体に入会した上で、国民健康保険への加入手続を行います。

4. 相談、問合わせ先等

- 建設業関連のそれぞれの国保組合にお問合わせ下さい。

[建設業関連の国保組合一覧](#)

はじめに	労災保険特別加入	建設業退職金共済制度	小規模企業共済制度
国民健康保険	国民年金・国民年金基金	中小企業倒産防止共済制度	教育訓練施設

国民年金 (社) 日本国民年金協会ホームページより一部抜粋

はじめに

- 国民年金は、農業、漁業、商業など自営業の人、学生、会社員や公務員とその被扶養配偶者など全国民が加入し、国民一人ひとりが基礎年金を受けられる制度です。

1. 国民年金の被保険者

- 日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は国民年金に加入しなければなりません。国民年金の被保険者は、職業などによって次の3種類に分けられます。種類は一生同じではなく、ライフサイクルによってそのつど変わります。

被保険者の種類	加入する人	加入手続	保険料の納め方
第1号被保険者	20歳以上の学生、フリーター、20歳以上60歳未満の自営業などの人	住民票のある市区町村の国民年金担当窓口	社会保険庁から送付された納付書により納めるか、口座振替で納めます。
第2号被保険者	会社や役所などに勤めている人	勤めている会社や役所など	給料から天引きされます。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者	2号被保険者である配偶者が勤めている会社や役所など	自分で納める必要はありません。2号被保険者である配偶者が加入している厚生年金や共済組合が負担します。
任意加入被保険者 (希望して加入する人) (第1号被保険者)	20歳以上65歳未満で、海外に居住している日本人	国内居住の親族の協力者または日本国民年金協会	国内に居住する親族の協力者または日本国民年金協会が代行
	60歳以上65歳未満で過去に保険料の未納期間がある人、または65歳以上で加入期間が不足して受給資格がない人(70歳までの間で受給資格期間を満たすまで)	住民票のある市区町村の国民年金担当窓口	社会保険庁から送付された納付書により納めるか、口座振替で納めます。

2. 国民年金の保険料

- 国民年金の保険料は、平成16年4月から平成17年3月までは1カ月13,300円です。

※国民年金の保険料は税控除の対象となっています。

付加保険料

- 自営業などの人（第1号被保険者）は、付加保険料（1か月400円）を納めて、より多い年金を受けることができます。

国民年金保険料の納め方と免除

種類	保険料の納付時期 保険料の免除期間	納付の方法 免除の申請
毎月納付	毎月の保険料は翌月末日まで納付	社会保険庁から送付される納付書で金融機関等に納付するか口座振替で納付
前納	1年分あるいは定められた期間の保険料を一括納付	同上（保険料が割り引かれます）
保険料の免除	申請により保険料免除承認を受けた期間（申請月の前月から6月まで）	経済的な理由で保険料を納めることができない時は、市区町村の窓口申請をします。
学生の納付特例制度	申請により納付特例の承認を受けた期間（申請月の前月から3月まで）	

※保険料の免除を受けた期間は、10年以内であれば追納できます。学生の納付特例期間中の障害に対しては、障害基礎年金が受けられますが、追納しなければ老齢基礎年金には反映されず、年金受給の資格期間に算入されるだけとなります。

※保険料免除を受けた期間は、年金額が減額されます。



3. 国民年金給付の種類

- 国民年金加入者は、次の3種類の基礎年金を受けることができます。

老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金
20歳から60歳の40年間、保険料を納めると、65歳から満額の老齢基礎年金が生涯受けられます。	加入中の事故や病気で障害が残ったときは、障害の程度により障害基礎年金が受けられます。	将来、あなたに万一のことがあったときは、遺族基礎年金が遺族の方に支給されます。
年金額		
満額の場合 794,500円 (月額66,208円) ※老齢基礎年金の計算式 $794,500円 \times (\text{納付済月数} + \text{半額免除月数} \times 2/3 + \text{全額免除月数} \times 1/3) \div (\text{加入可能年数} \times 12)$	1級 993,100円 (月額82,758円) 2級 794,500円 (月額66,208円) ※子があるときは2人目までは1人増すごとに228,600円(月額19,050円)。3人目からは1人増すごとに76,200円(月額6,350円)加算。	(妻に支給される場合) 子が1人のとき 1,023,100円 (月額85,258円) 子が2人のとき 1,251,700円 (月額104,308円) ※3人以上の子があるときは1人増すごとに76,200円(月額6,350円)加算
会社員などは、厚生年金などと同時に国民年金にも加入し、年金を受けるときも基礎年金に厚生年金などの年金が上乘せされます。	国民年金に加入していなかったり、保険料が納められていない期間が3分の1以上あると、年金は受けられません。	国民年金に加入していなかったり、保険料が納められていない期間が3分の1以上あると、年金は受けられません。遺族には一定の要件があります。
留意ポイント		
支給開始年齢は65歳ですが60歳から64歳までの間に繰り上げて受けることもできます。繰り上げて受給すると、65歳前に特別支給される老齢厚生年金が支給停止されたり、病気やけがで障害者になっても障害基礎年金が受けられなかったりします	初診日前に保険料の未納期間が加入期間の3分の1以上ある場合は、障害基礎年金は受けられません(ただし、平成18年3月までは初診日前の直近1年間に保険料の未納がなければ受けられます)。	死亡した人に、保険料の未納期間が加入期間の3分の1以上ある場合は、遺族基礎年金は受けられません(ただし、平成18年3月までは、死亡日前の直近1年間に保険料の未納がなければ受けられます)。

4. 相談、問い合わせ先等

- 国民年金への加入手続きについての相談は、市区町村役場(国民年金の加入手続き、種別変更の届け等)、社会保険事務所、年金相談センター、社会保険業務センター中央年金相談室へお問い合わせ下さい。
- さらに詳しく知りたい方はこちらをご覧ください。

[\(社\) 日本国民年金協会](#)

はじめに	労災保険特別加入	建設業退職金共済制度	小規模企業共済制度
国民健康保険	国民年金・国民年金基金	中小企業倒産防止共済制度	教育訓練施設

国民年金基金 国民年金基金連合会ホームページより一部抜粋

はじめに

- 国民年金基金制度は、国民年金法の規定に基づく公的な年金であり、国民年金（老齢基礎年金）とセットで、自営業者など国民年金の第1号被保険者の老後の所得保障の役割を担うものです。

1. 国民年金基金制度の意義（役割）

- 国民年金に上乗せして厚生年金に加入しているサラリーマンなどの給与所得者と、国民年金だけにしか加入していない自営業者などの国民年金の第1号被保険者とは、将来受け取る年金額に大きな差が生じます。
- この年金額の差を解消するための自営業者などの上乗せ年金を求める強い声があり、国会審議などを経て、厚生年金などに相当する国民年金基金制度が平成3年4月に創設されました。これにより、自営業などの方々の公的な年金は「二階建て」になりました。



- 国民年金基金は、自営業者など国民年金の第1号被保険者の方々の多様化するニーズに応え、より豊かな老後を過ごすことができるよう、国民年金（老齢基礎年金）に上乗せした年金を受け取るための公的な年金制度です。
- 65歳からの18年間（男性の平均余命）を単純計算すると約5,800万円の生活費が必要となります。一方、国民年金は夫婦2人で満額約2,800万円であり、より豊かな老後生活を確保するために、国民年金基金が重要となります。

2. 国民年金基金制度のメリット

- 国民年金基金は、公的な年金ですので掛金も受け取る年金も税制上有利です。しかも、年金額があらかじめ保証されていますので、確実に老後資金を準備することができます。

(1) 公的な年金なので税制上有利

- ＜掛金＞支払った掛金は全額が所得控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。
- ＜受け取る年金＞公的年金等控除が適用されます。
- ＜遺族一時金＞非課税扱いとなります。

(2) 付加年金と同様に国庫負担あり

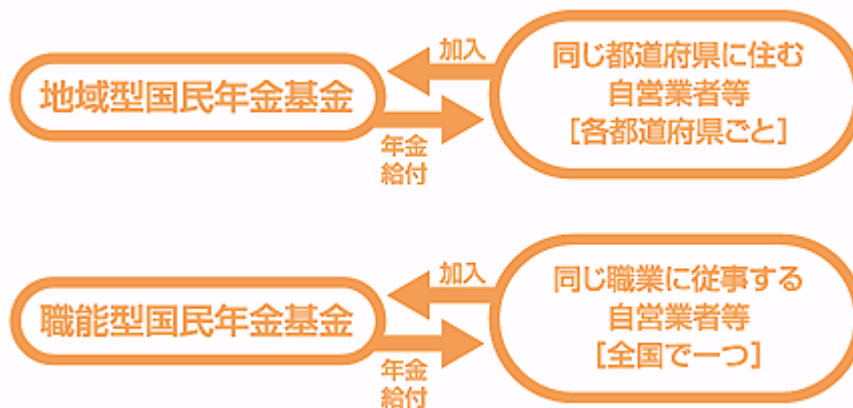
- 国民年金基金は、国民年金の付加年金を代行し、さらに上乘せの年金を支払うものです。したがって、基金が支払う年金および遺族一時金については、国民年金の付加年金と同様の国庫負担があります。

(3) 積立て方式で老後資金のための年金額を保証

- 国民年金基金は、年金額があらかじめ保証された確定給付型年金です。また、脱退等により途中から掛金が払われなくなった場合でも、すでに支払われた掛金に応じた年金が支給されます。
- さらに、積み立てられた掛金とその運用収益を財源として年金を支給する事前積立方式で運営されていますので、人口構成の変化による影響を受けることもありません。

3. 地域型と職能型

- 国民年金基金は、厚生大臣の認可を受けた公的な法人で、47都道府県に設立された「地域型基金」と25の業種別に設立された「職能型基金」の2種類があります。
- 地域型国民年金基金は、平成3年5月に全国の47都道府県で設立されました。地域型基金に加入できるのは、同一の都道府県に住所を有する国民年金の第1号被保険者の方です。
- 職能型国民年金基金は、25の業種について平成3年5月より順次設立されました。職能型基金に加入できるのは、各基金ごとに定められた事業または業務に従事する国民年金の第1号被保険者の方です。
- 地域型と職能型の2つの形態が設けられていますが、それぞれの基金が行う事業内容は同じです。なお、加入する場合はいずれか一つの基金にしか加入できませんので、加入される方が選択することになります。



4. 給付内容と加入について

(1) 給付の種類について

- 国民年金基金の給付は、老齢年金と遺族一時金です。
 - ・ 基金の加入資格を途中で喪失した場合、一時金は支給されず、掛金を納めた期間に応じた年金が将来支給されます。
 - ・ 国民年金の老齢基礎年金を繰上げ受給する方は、繰上げ受給期間中は基金から国民年金の付加年金に相当する部分だけを受け取るようになります。
- 遺族一時金は、保証期間のある終身年金 A 型と確定年金 I 型、II 型、III 型に加入している者が年金を受け取る前に死亡した場合、加入時年齢と死亡時年齢及び死亡時までの掛金納付期間に応じた額の一時金が遺族に支払われます。また、保証期間のない終身年金 B 型のみに参加している場合でも年金を受給する前に死亡した場合、1 万円の一時金が遺族に支払われます。
- 遺族一時金が支給される遺族は、死亡時に生計を同じくしていた、次の 1～6 の順位の遺族となっています。
 - 1 配偶者、2 子、3 父母、4 孫、5 祖父母、6 兄弟姉妹
- 加入期間が 15 年未満で基金を脱退した場合、国民年金基金連合会から年金または遺族一時金が支払われます。

(2) 加入について

- 現在お住まいの都道府県の地域型国民年金基金、または、該当する事業や業務の職能型国民年金基金におたずねください。

5. 国民年金基金制度の加入資格

国民年金基金に加入できる方

- 日本国内に居住している 20 歳以上 60 歳未満の自営業者とその家族、自由業、学生などの国民年金の第 1 号被保険者が加入できます。したがって次のような方は加入できません。

- ・厚生年金保険や共済組合に加入しているサラリーマンの方（国民年金の第2号被保険者）
- ・厚生年金保険や共済組合に加入している方の被扶養配偶者の方（国民年金の第3号被保険者）
- ただし、国民年金の第1号被保険者であっても、次の方は加入できません。
 - ・国民年金の保険料を免除（半額免除等を含む）されている方
 - ・農業者年金の被保険者の方
- 各都道府県の国民年金基金または従事する業種の国民年金基金に加入します。

6. 年金の種類

- 加入は口数制で年金額や給付の型はご自分で選択できます。
 - ・自分が何口加入するかによって受け取る年金額が決まります。
 - ・給付の型は、終身年金A型・B型、確定年金I型・II型・III型の5種類があります。

7. 相談、問合わせ先等

- 地域型国民年金基金については、最寄の地域型国民年金基金にお問合わせ下さい。
- 建設業の職能型国民年金基金については、それぞれの職能型国民年金基金にお問合わせ下さい。

[地域型国民年金基金一覧](#)

[職能型国民年金基金一覧](#)

- さらに詳しく知りたい方はこちらをご覧ください。

[国民年金基金連合会](#)



はじめに	労災保険特別加入	建設業退職金共済制度	小規模企業共済制度
国民健康保険	国民年金・国民年金基金	中小企業倒産防止共済制度	教育訓練施設

中小企業倒産防止共済制度

中小企業基盤整備機構ホームページより一部抜粋

はじめに

- 「中小企業倒産防止共済制度」は、取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業者が倒産する事態（連鎖倒産）または、倒産に至らないまでも著しい経営難に陥る事態の発生を防止するため、毎月一定金額を掛け、万一取引先事業者が倒産し、売掛金や受取手形などの回収が困難となった場合には、掛金総額の10倍の範囲内で共済金の貸付けを受けることができる共済制度です。現在35万の方が加入しており、また貸付けの件数は23万件、貸付金額は1兆5,266億円です。（平成15年3月末現在）

1. 加入資格

引き続き1年以上事業を行っている以下の中小企業者です。

- 従業員300人以下または資本金3億円以下の製造業、建設業、運輸業その他の業種の会社及び個人。
- 従業員100人以下または資本金1億円以下の卸売業の会社及び個人。
- 従業員100人以下または資本金5,000万円以下のサービス業の会社及び個人。
- 従業員50人以下または資本金5,000万円以下の小売業の会社及び個人。
- 企業組合、協業組合など。

※一部の業種に政令に基づく例外があります。

2. 掛金

- 毎月の掛金は、5,000円から80,000円までの範囲内（5,000円きざみ）で自由に選べます。
- 加入後、増・減額ができます（ただし、減額する場合は一定の要件が必要）。
- 掛金は、総額が320万円になるまで積み立てることができます。
- 掛金は、税法上損金（法人）または必要経費（個人）に算入できます。

3. 貸付事由

- 加入後6カ月以上経過して、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等について回収が困難となった場合です。

4. 貸付金額

- 掛金総額の10倍に相当する額か、回収が困難となった売掛金債権等の額のいずれか少ない額となります（一共済契約者当たりの貸付残高が3,200万円を超えない範囲）。

5. 貸付期間

- 5年（据置期間6カ月を含む）の毎月均等償還です。

6. 貸付条件

- 無担保・無保証人・無利子です（但し、貸付けを受けた共済金額の1/10に相当する額は、掛金総額から控除されます）。

7. 一時貸付金の貸付け

- 加入者は取引先事業者に倒産の事態が生じない場合でも、解約手当金の範囲内で臨時に必要な事業資金の貸付けが受けられます。

8. 加入の申込先

- お取引先の金融機関の本支店・商工会連合会・市町村の商工会・商工会議所・中小企業団体中央会などの中小企業基盤整備機構と業務委託契約をしているところへお申し込み下さい。

9. 相談、問い合わせ先等

- 中小企業倒産防止共済制度については、中小企業基盤整備機構共済相談室・分室にお問い合わせ下さい。

[中小企業基盤整備機構共済相談室・分室一覧](#)

- さらに詳しく知りたい方はこちらをご覧ください。

[中小企業基盤整備機構の中小企業倒産防止共済制度紹介ページ](#)

はじめに	労災保険特別加入	建設業退職金共済制度	小規模企業共済制度
国民健康保険	国民年金・国民年金基金	中小企業倒産防止共済制度	教育訓練施設

教育訓練施設

1. 教育訓練の必要性

- 正しい技能を身につけるためには、専門的な教育訓練を受けることが効果的です。
- 一人前の技能は現場で身につけることが基本ですが、一方で、現場で独力で身につけた技能は、一番よいやり方とはいえない場合があります。
- 例えば、現場経験 20 年の職長さんが、富士教育訓練センターの教育訓練を受けたとき、「実際に受けてみて、自分のやり方がもっと改善できることがわかった。」と感想を話していました。
- 正しい技能を身につけるため、専門の教育訓練施設を積極的に活用しましょう。

2. 建設技能教育訓練施設データベース

- インターネットを使えば自分に合った教育訓練施設が見つかります。
- どこでどのような教育訓練が行われているのか、自分で調べるのは時間も手間もかかります。
- 建設技能教育を実施している全国の教育訓練施設の情報がインターネット上で公開されています。
- データベースのアドレスは、<http://www.yoi-kensetsu.com/skillededucation/>です。
- 地域や業種、取得可能資格、宿泊施設の有無などの条件を絞って、自分の求める教育訓練施設を検索することができます。
- データベースには、それぞれの訓練施設の特長や科目等についての情報も収められています。

3. 相談、問い合わせ先等

- 教育訓練の内容等について詳しく知りたい方は、上記データベースで検索したそれぞれの教育訓練施設にお問合わせ下さい。

この内容に関するご意見・ご要望等は、
(財)建設業振興基金までお寄せ下さい。

(財)建設業振興基金 構造改善センター
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目2番12号
虎ノ門4丁目MTビル2号館
TEL : 03-5473-4572 FAX:03-5473-4594
E-mail : kaizen02@kensetsu-kikin.or.jp

